

1. 指名停止対象業者

株式会社久米設計（本社：東京都江東区）

2. 指名停止期間

令和6年1月12日～令和6年6月11日（5か月）

3. 指名停止理由

株式会社久米設計の九州支社長（執行役員）及び顧問が、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築設計業務の入札に関して、同副市長を含む他3人と共謀し、（株）久米設計が有利な指名業者の選定案を作成したとして、令和5年11月16日、公契約関係競売入札妨害罪等の疑いで宮崎県警に逮捕されたため。

4. 指名停止措置の根拠

同社は、「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第9号（競売入札妨害又は談合）に該当する。

指名停止期間については、4か月以上12か月以内の範囲内で措置することとなるため5か月とする。